

利根町告示第4号

令和4年第1回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月14日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和4年1月26日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 令和3年度利根町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
 - (2) 令和3年度利根町一般会計補正予算(第10号)

令和4年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	1. 26	水	本 会 議	開会 提出議案（説明・質疑・討論・採 決） 議案第1号～議案第2号 閉会	午前10時

令和4年第1回
利根町議会臨時会会議録

令和4年1月26日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教 育 長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
まち未来創造課長	青木正道君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	大越聖之
書記	荒井裕二
書記	野田あゆ美

1. 会議録署名議員

6番 石山 肖子 君

7番 花嶋 美清雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年1月26日（水曜日）

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第1号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

日程第4 議案第2号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第10号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第1号

日程第4 議案第2号

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、執行部の出席者について報告いたします。

本臨時会においては町長及び提出議案に関連する課長のみの出席となりますので、御了承のほどお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

6番 石山 肖子 議員

7番 花嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は，本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり，本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。本日ここに令和4年第1回利根町議会臨時会を招集しましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

総括説明の前に，急速に感染者数が増えている新型コロナウイルス感染症について，利根町の状況について御報告させていただきます。

第5波が収まって以降，当町において確認されていなかった新型コロナの陽性者ですが，年が替わり，1月21日に新たな感染が確認されております。それ以降は，全国的にオミクロン株による感染爆発とともに，利根町においても急速に感染が拡大している状況であります。累計で，利根町では137名の陽性者が確認されており，昨日はこれまでで最も多い12名の陽性者が確認されました。

町といたしましては，ワクチンの3回目接種をできる限り迅速に進めるとともに，感染拡大への対応策についてコロナ対策本部会議を適時開催し，対応してまいります。

それでは，本日，私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の議案でございますが，専決処分が1件，補正予算が1件の合計2件の御審議をお願いするものでございます。

議案第1号は，令和3年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてで，歳入歳出それぞれ2億220万2,000円を追加し，総額を67億2,293万9,000円とし，繰越明許費を追加するものでございます。

これは，住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付を実施するもので，昨年12月20日付で本給付金に関わる国の補正予算が成立したことを受け，迅速な給付に向けた体制整備を図るため，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し，同条第3項の規定により

議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第2号は、令和3年度利根町一般会計補正予算（第10号）で、歳入歳出それぞれ1,716万6,000円を追加し、総額を67億4,010万5,000円とし、債務負担行為の補正を行うものでございます。

こちらにつきましては、国の補正予算において増額されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、感染防止策、住民生活の支援等に関する事業を実施するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる判断を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題以外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第1号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） 議案第1号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、資料の訂正でございますが、3ページをお開き願います。

座席のほうに置かせていただきました正誤表のとおり、款の欄でございますが、款4民生費は款3民生費でございますので、よろしく申し上げます。

それでは御説明申し上げます。

この予算につきましては、国がコロナ克服新時代開拓のための経済対策の一環として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございまして、国の令和3年度補正予算（第1号）を受けて急遽実施することとなり、該当世帯等に対して給付金を速やかに給付できるようにするため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月4日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告するとともに承認を求めるため提案するものでございます。

3ページをお願いします。

第2表繰越明許費でございます。

款3民生費，項1社会福祉費，事業名が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で，金額が215万1,000円の計上でございます。この給付金事業は，対象世帯1世帯当たり10万円を給付するもので，申請等の受付期限が令和4年9月30日までとなっていることから，給付事務員派遣委託費とシステム機器賃借料を繰越明許とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金，項2国庫補助金，目2民生費国庫補助金，節1社会福祉費補助金で2億220万2,000円を増額しております。これは，今回の補正予算の目的でございます，住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の財源に充てるための国からの補助金で，事業費及び事務費に係る全ての経費に充当するものでございます。

次に，歳出でございますが，7ページをお願いいたします。

款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費で2億220万2,000円を増額するもので，これは，住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の節3職員手当等から，13使用料及び賃借料までの事業に要する経費と18負補交の臨時特別給付金でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） 7ページの歳出で，委託料の中で住民税の非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事務員の派遣委託ということで388万1,000円，これについてもっと詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

委託料の中で，住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務員派遣委託でございますが，こちらは，給付事業を行うために必要な事務員2名の派遣委託となっております。

詳細につきましては，5か月，2名で計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今聞くと，これ，5か月間，2名を委託するというのは，外部の会社とか何かに委託するわけですか，これ。

それと，これ役場の職員でも60万円の時間外取っているでしょう。だから，それじゃなくて，事務というのは委託だから，どこかの会社にこれは委託するわけ。2名で5か月ということなんだが，その辺もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） お答えいたします。

人材派遣会社のほうに委託のほうをお願いしまして、給付事務を行うために必要な事務を行っていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

井原議員。

○8番（井原正光君） 第2表の繰越明許費補正について伺いますが、1世帯当たり10万円を支給する大変、要するに困っている家庭、コロナ禍でもって困っている家庭に支給するものだというふうに思いますけれども、一日も早くそういう家庭に手元に届くようにするのがこの事業だと思うんですが、この繰越明許費にする、その主な理由、それについてもう少し詳しく御説明願いますか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

まず初めに、繰越明許費についての説明の前に、支給開始について御説明を先にさせていただいてから御説明させていただきたいと思っております。

今の現在の予定ですが、住民税非課税世帯への確認書を2月7日頃に発送する予定で準備を始めているところでございます。この確認書は、令和2年度に給付しました特別定額給付金の振込先データを基に対象世帯宛てに送付するものです。対象世帯が確認書を確認し、町のほうに返送していただき、到着後、約2週間程度で給付する予定であります。このため、最初の給付金振込につきましては、2月25日頃と22日頃を想定しております。

また、それ以外に、家計急変世帯というものがございまして、こちらへの給付につきましては、町がその後、ホームページですとか「広報とね」により周知し、対象世帯からの申請による給付となります。こちらの受付開始期間につきましては、3月上旬から中旬頃を目安に準備を進めているところでございます。

その家計急変世帯につきましては、年度が替わった後、令和4年度になってからも申請される方がおられると想定しております。その関係で、また、この申請期間ですが、申請期間のほうは令和4年9月30日までとなっていることから、令和4年度についても必要であると考え、繰越明許とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、御説明いただきましたが、住民税均等割非課税世帯というのは、すぐこれ分かりますよね。今、説明があった、次年度、いわゆる令和4年9月まで云々というその部分と、二つに分かれるような感じがするんですけども、要するに、均等割というのはすぐ分かるでしょう。それを来年9月までというその部分というのは、そ

れはどういう家庭なんですか。その辺ちょっともう少し詳しくお話できますか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） こちらにつきましては、令和3年度課税されていた方が、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入は減少した方、また、その世帯全員が非課税と同程度に収入が減ってしまった方、そういう方が、申立てにより給付を受けられるというものがございますので、そちらについて申請していただいて、その基準を満たしていれば給付できるというものはございます。

こちらについては、申請期間がかなり長く必要になってくると思われまますので、そちらについての事務のほうは引き続き令和4年度になってからも行うように考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 聞いているほうがよく分からないんであれなんですけれども、要は、住民税の均等割非課税世帯というのは、これ役場のほうですぐ分かりますよね。この把握はできますね。

もう一つ、今言った、説明があった来年度の9月まで云々というのは、これは役場のほうでは把握できない。あくまで本人の申請に基づくということの意味なんでしょうか。そうすると、その方については、自ら、今言った何か申請する、申請の手続をするということ。そうしますと、ここに住民税非課税世帯等と、この等のところで、いわゆる分かれている、二つに分かれているという、そういう意味なんですか。

その辺、もう少し理解できるようにちょっと説明してください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 家計急変世帯と言いまして、こちらにつきましては申請をしていただくんですが、それに対する給与明細ですとか、そういった書類のほうも提出していただくようになっていまして、任意の1か月、減少した1か月分の金額を1年分と見て、下がった収入に対して、その非課税と同水準にあるかどうかというものを判定するようになっております。ですから、こちらは役場のほうでは確認ができませんので、申請していただく必要がございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第1号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につ

いてを採決いたします。

原案を承認することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第1号は原案について承認されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第2号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

[財政課長蜂谷忠義君登壇]

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第2号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第10号）について補足して御説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

廃止でございますが、利根中学校教育用電子黒板賃貸借再リースにつきまして、今回の補正予算で電子黒板の購入をしますので廃止するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金は1,828万6,000円を増額するもので、節5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金拡充分が、令和3年度国の補正予算において成立したことにより、町に1億2,116万2,000円が交付されることになりました。この交付金の一部を活用し、地域の実情に応じて必要な感染症防止対策等の事業を実施するものでございます。なお、残金につきましては、令和4年度補正予算において対応してまいります。

款15県支出金、目2民生費県補助金は68万6,000円を増額するもので、節4児童福祉費補助金は、文間保育園における新型コロナウイルス感染症対策のための施設改修等に係る費用を補助するための補助金でございます。補助率は3分の2となっております。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は180万6,000円を減額するもので、今回の補正予算の財源調整に係る余剰金を基金に繰り戻すものでございます。

9ページを御覧願います。

続きまして、歳出でございますが、今回の補正につきましては、増額分については、主に歳入で説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金拡充分、及び既に予算措置しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業を新た

に計上するものでございます。なお、減額分につきましては、既に予算措置しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当の事業費が確定したことによるものでございます。

それでは説明いたします。

款2総務費、目1一般管理費は29万7,000円を増額するもので、職員福利厚生事業コロナ交付金で、職員が新型コロナに感染した場合、その濃厚接触者となった職員は10日間の自宅待機となりますが、窓口など長期間サービスを止められない事務に関しては、待機期間を短縮し事務に就かせる必要があるため、陰性確認に必要な抗原検査キットを購入するものでございます。

次に、目7地域振興費は20万1,000円を増額するもので、コワーキングスペース整備事業コロナ交付金で、コワーキングスペースの利用環境を向上させるため、ロールカーテンの設置及び2人用チェア2脚を購入するものでございます。

次に、目9行政事務改善費は93万2,000円を増額するもので、電子自治体推進事業コロナ交付金で、ウェブ会議の環境を整備し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、タブレットパソコン2台、会議用マイク一式を購入するものでございます。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は16万5,000円を増額するもので、住民登録費コロナ交付金で、生涯学習センター及び図書館において住民票を発行する際、複数枚になった場合に必要な契印機を購入するものでございます。

10ページをお開き願います。

款3民生費、目10保健福祉センター費は33万8,000円を増額するもので、保健福祉センター運営事業コロナ交付金で、保健福祉センターは災害時福祉避難所となることから、施設内の暖房として石油ストーブ、ストーブガードをそれぞれ8台及び夜間時の通路入り口等の安全を確保するための照明としてLEDスタンドライト2台を購入するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は640万7,000円を増額するもので、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業コロナ交付金は60万円を減額するもので、子育て世帯、生活支援特別給付金1人3万円の支給対象児童が見込みより少なかったことによるものでございます。

子育て世帯特別給付金特例給付等給付事業コロナ交付金は700万7,000円を増額するもので、子育て世帯への臨時特別給付が所得制限等により対象外となった保護者に対し、町単独事業として対象児童1人当たり10万円を給付するための通信運搬費及び給付金を計上するものでございます。

次に、目2児童措置費は102万9,000円を増額するもので、保育所等補助金事業で11ページを御覧願います。歳入でも説明しましたが、文間保育園における新型コロナウイルス感染症対策のために食器洗浄機の設置工事及びトイレ改修等に係る費用を補助するものでござ

ございます。

次に、目4放課後児童健全育成事業費は25万2,000円を増額するもので、放課後児童対策事業コロナ交付金で、児童クラブに新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な消耗品の追加購入費の増額、手洗い自動水洗改修工事費用の確定による減額、新たに簡易的な隔離スペースを設置するためのパーティション、折り畳みベッド、収納棚、電気ストーブの購入費用を計上するものでございます。

款4衛生費、目2予防費は169万円を増額するもので、感染症予防対策事業コロナ交付金で、新型コロナウイルス感染症拡大により自宅療養者が増加することが想定されることから、安心安全に療養できる環境整備を図るため自宅療養者等に生活支援物資を届けるための費用を計上するものでございます。

12ページをお開き願います。

款7土木費、目2公園費は152万円を減額するもので、公園事務事業コロナ交付金で、親水公園等設置工事の契約差金減額でございます。

款9教育費、目2事務局費は16万6,000円を増額するもので、学校給食運営事業コロナ交付金で、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校に伴う学校給食の中止により、年間使用見込数量により価格が決まっている牛乳、パン、ソフト麺について、加工委託業者に対し9月提供予定分の損失の一部を補助するものでございます。本来、保護者が負担することとなる経費、これは業者に支払うべき既に発注予定していた食材にかかる経費となりますので、この費用を補助金として計上するものでございます。

なお、補正額の財源内訳中、一般財源が2万1,000円の減額となっておりますが、こちらは12月定例会において補正いたしました健康観察アプリLEBERの利用料について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を組み替えするものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費は131万2,000円を増額するもので、GIGAスクールICT環境整備事業コロナ交付金で、国のGIGAスクール構想に対応したICT環境の整備のため、小学校に電子黒板3台を購入する費用を計上するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費は590万4,000円を増額するもので、学校再開に伴う感染症対策、学習支援補償支援事業は21万8,000円を減額するもので、13ページを御覧願います。修学旅行等キャンセル料補助金で、修学旅行が中止でなく延期をすることにしたため、キャンセル料のうち企画料分について負担をしなくてよいことになったための減額でございます。

GIGAスクールICT環境整備事業コロナ交付金は612万2,000円を増額するもので、こちらは小学校費と同様の理由で、国のGIGAスクール構想に対応したICT環境整備のため中学校に電子黒板14台を購入する費用を計上するものでございます。

項4社会教育費、目5資料館費は7,000円を減額するもので、資料館管理事業で新型コ

コロナウイルス感染症対応のための空気清浄機2台の購入額が確定したことによる減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） 11ページの款4の衛生費の予防費の中で、今の説明では、自宅療養者となるのは新型コロナの陽性者が出た場合の、だから、その辺ちょっとよく分からないので、この169万円について、消耗品と通信運搬費なんだけれども、この辺について詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

今回、コロナウイルス感染症の急激な拡大がしている状況の中で、この生活支援物資の対象となるのは、陽性者に関しては県の生活支援物資がございます。町が改めて今回予算を計上するのは、県の生活支援物資を受けていない人、または濃厚接触としておうちで、在宅で療養期間と併せておうちにいる方を対象とします。

形的には、御本人からの申請を受けて、今回需用費として上げています通信運搬費の計上には、郵送、ゆうパック代ということで通信運搬費を上げております。宅急便で送るという形になります。

この消耗品ですが、生活支援物資の主な具体的な食べ物です、レトルトの御飯、お水、缶詰等をお店に依頼をして箱詰めをしていただいて、それを送るという形になります。その人数ですが、1箱が7,000円、7,000円掛ける、今現在で160セットの予算計上となっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

石山議員。

○6番（石山肖子君） 2点お伺いいたします。

9ページの総務費の地域振興費、コワーキングスペース整備事業、こちらロールカーテン設置されたり、椅子2脚ということですがけれども、コワーキングスペースですので、仕事も含めて、そこでテレワーク等をすることを充実させるという意味だと思いますけれども、これをちょっと詳しく、どのような環境整備なのか。

もう1点は、11ページの民生費、児童福祉費の放課後児童対策事業でございますが、備品購入費において簡易的隔離スペースをつくるということで、こちらのほうをちょっと詳しくお伺いいたします。児童クラブ3か所ございますので、そちらに全てこれを設置する

のかどうかも含めましてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） お答えをいたします。

まず、コワーキングスペースのロールカーテンの設置工事のほうなんですけれども、御承知のとおり、コワーキングスペースにつきましては、昨年10月から利根町図書館のほうで供用開始しているわけなんですけれども、たまに現場を見にいきますと、日差しが入ってきてしまいまして、やっている作業に日光が入ってちょっと支障があるようなことが見受けられましたので、そういった直射日光を遮るためのロールカーテンを新たに窓側に設置をしまして、利用環境の向上を図るというものでございます。

もう一つは、ソファの購入でして、スペースをちょっと増やしたいということで増加して椅子を購入していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 児童クラブの備品購入に関してなんですが、現在、児童をお預かりしているときに、児童の具合が悪くなった場合は直ちに保護者に連絡して迎えにきていただき病院で受診していただいているんですが、保護者が到着するまでの間、学校に先生がいらっしゃるときは学校の一室をお借りしたりすることができるのですが、時間外などではクラブ室で待つこととなりますので、念のための隔離スペースを設置するため、パーティションや折り畳みベッド等の購入をして、少しでも感染防止を行うという形で計上させていただきました。

クラブによって形が違いますので、取りあえずパーティションは3か所、3か所の児童クラブともパーティションを購入します。折り畳みベッドに関しましては、文間小児童クラブは事務室の奥にソファが既にありますので、布川小児童クラブと文小児童クラブのほうにベッドのほうを購入します。あと、収納棚と電気ストーブも必要なところに設置するような形で対策を取るようしております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

井原議員。

○8番（井原正光君） まず、11ページの一番上段の102万9,000円、トイレの改修費等というふうにお聞きしたんですが、これ全ての保育所等、このような改修を行ったんだらうか、まだ未整備のところがあるのかどうなのかも含めてお聞きしたい。

もしできれば、こういった補助金というのは、もう少し幅広くこちらから、行政から申請すれば来るものなのかどうなのか、申請することによって来れば小規模の保育のより充実が図れるのかなというふうに思うので、その辺も含めてもしできればお答えいただきたいというふうに思います。

それから、12、13ページ、G I G Aスクール備品購入、今回、債務負担行為、今まで借りてきていたのですけれども、今度は買って、購入して行うんだというふうなことでございまして、それぞれ3台、14台、金額にすると50万円程度かな、ということなんですけれども、どのぐらいの大きさなのか。

それともう一つ、教育長、この購入することによって、先生あるいは生徒方にとっての効果というか、それはどのようなものがあるのか。

本当はずっと前の予算の編成最初の頃にお聞きしたほうがよかったですでしょうけれども、改めてちょっとお聞きしたいなというふうに思いますので、お答えいただければというふうに思います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

保育対策総合支援事業費補助金で、今回、文間保育園だけということなんですけど、現在、文間保育園の給食室の食器洗浄機の調子が悪くなっておりまして、いつ壊れてもおかしくない状態でありまして、緊急に付け替え工事が必要となりました。さらに、トイレの感染防止対策で自動水洗やトイレの改修工事を実施するため、取りあえず文間保育園だけ今回は計上させていただきました。

その他の園につきましては、工事の実施事業者から、材料は今年度中に手配できないなどの連絡がありまして、来年度予算にて対応するため、今回は緊急性がある1園のみ対応するための補正となりました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

大きさにつきましては、65インチのものを予定しております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今回の電子黒板の購入によって、どんな効果が期待できるかということですが、昨年度来、G I G Aスクールにおきまして、1人1台のタブレットが配布されました。そのことによって、子供たちは個別最適な学習を進めてきております。

そういった一人一人の学びを電子黒板によって学級で共有することもできますし、進んでいる望ましい学習活動をやっている子を取り上げて学級へ帰すこともできますし、協同的あるいは探求的な学習が進められ、その推進計画の中で、学級1台の電子黒板をほぼ設置するということがありますので、そこを目指して整備を進めていきたいと考えています。

令和5年4月に3小学校が統合するわけで、当然、この電子黒板も統合小学校のほうに移動すると。中学校においては、学級1台を目指して今進めているところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、お聞きしたんですが、今、小中学校では既にG I G Aスクール、タブレットを導入していますよね。

この黒板との連動性というか、その辺についてはどうなのでしょう、ちょっとその辺もお答えください。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 中学校においては、できる限り1時間の中で少しでもタブレットを使いましょうということを心がけております。小学校でも同じように理想はあるんですが、なかなか先生方の準備、教材研究などもできておらない学校もありますので、その時間を決めて、この時間はタブレットを使って効果的に学習が進められるというところにおいてタブレットを使って、また電子黒板を利用する。

それから、デジタル教科書が普及されつつあります。新年度においては1教科、これは英語、外国語になりますが、これは決定しております。それから、町としてもう1教科希望することができるわけですが、これについては、今、校長会のほうでどの教科にするか、どういった単元の教科書、どの教科にするかというのは検討中でございます。

そういったものを併用して、紙媒体とデジタル教科書の併用ということも1時間の中でも考えていく中で、黒板と電子黒板との利用は当然出てくると思います。その学習に合わせて、効果を考えて、黒板と電子黒板の利用というのは当然これから頻度も多くなるし、その効果的なありようというものも出てくるのではないかと、実践の積み重ねによってより効果的なものが可能となってくると考えています。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 要は、学習の進捗状況がよく分かるというふうなことで理解してよろしいのですね。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） もちろん学習の足跡も残せますし、特別支援の学級の子供たちは、例えば電子黒板に上がっている国語の物語があるとすれば、自分の紙の教科書を見て、色が変わる、あるいはドットが変わる、フォントが変わるというようなことも確認できますし、あるいは社会の教科書に載っている資料を拡大することもできますし、様々な効果が期待できると思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第2号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

原案を可決することについて、ボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第2号は原案について可決されました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和4年第1回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 石山肖子

署名議員 花嶋美清雄